

熊本県警察の警備実施に関する訓令

平成 11 年 6 月 29 日

本部訓令甲第 15 号

【概 要】

本訓令は、警備実施の適正な運用を図るため、熊本県警察における警備実施に関し必要な事項を定めたものである。